

第 4 4 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 3年 2月10日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

今池、あずま、若葉、浄心、豊国、前津、桜山、田光、沢上、一色、本城、守山、鳴海、猪高、天白、港南（以下「各学校」という。）

上記各学校について、①及び②のわかるもの。

①2019年度 教員の児童・生徒に対する不適切対応についてわかるもの。

（学校で記録されているもの、および市教委へ報告されているもの、のわかるもの。※不適切対応とは、暴力暴言、「体罰」、体罰と問題になったもの、生徒への圧力的対応など）（以下「本件請求内容①」という。）

②2020年度（公開請求時まで）教員の児童・生徒に対する不適切対応についてわかるもの、学校で記録されているもの、および市教委へ報告されているもの、のわかるもの（以下「本件請求内容②」という。）

- 2 同月19日、実施機関は、審査請求人に対し、請求書の記載内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、補正を依頼した。

(1) 実施機関は、本件請求内容①及び②について、審査請求人が過去に行った行政文書公開請求の内容を踏まえ、実施機関が保有する行政文書の名称を提示し請求内容を確認した。

(2) 同月22日、審査請求人は、実施機関が提示した行政文書をすべて請求対象とするとした上で、「文書の名称に行政文書とあるが、事例・事案のわかるもの記録を含む」と回答した。

- 3 実施機関は補正を踏まえ、本件請求内容①及び②を以下のとおり確定した。

令和元年度及び令和 2年度における教員の不適切対応について記載された行政文書（「不適切対応」とは、教員から児童生徒への体罰、不適切な指導又は不適切な行為として学校長が認めたものをいう。）

請求の対象となる学校：各学校（以下「本件対象文書」という。）

- 4 同年 3月 1日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件対象文書となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 5 同月15日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として作成又は取得されておらず文書不存在のため、非公開とすると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件公開請求にかかる文書が存在しないことについて

審査請求人は今回の審査請求において「教育委員会事務局（以下「事務局」という。）内の調査だけでなく、各学校の記録等を調査のうえの決定を求めるものである。（審査請求の主旨）」と述べているが、審査請求人の求める行政文書は、適切に特定されており、審査請求人の審査請求の趣旨には理由がない。すなわち、各学校において体罰等があった場合、当該事案を認識した学校長は当該事案を実施機関に対して報告するものとされており、各学校の記録等を調査しなくても文書の特定は適切に行われるものである。

このことは過去の審査請求に対する弁明書ですで行っているため、これを準用する（令和 3年 3月22日付弁明書（2教生第 207号） 4(1)、同日付弁明書（2教生第 211号） 4(1)。別紙 1の 1、2）。

また、実施機関の主張は、本件審査請求書でも記載があるように実施機関の職員から口頭及び審査請求人による同趣旨の別の審査請求に対する弁明書等において、度々審査請求人に対し説明している。

以上のことから、本件処分は適正に行われており、審査請求人の申し立てには理由がない。したがって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求書の追記について（補足）

審査請求人は、審査請求書の最後に「追記」と題するものを記載している。同追記には審査請求書との関わりが説明されておらず意図が不明である。

仮に、ここに列挙された文書が、審査請求人がこれまでの補正で明らかにしなかった具体的な請求対象文書のことであるとしても、追記 1 から 4 及び 6 の文書は、いずれも事務局へ提出される報告書であり、また、追記 5 の文書は事務局で作成した文書であり、その存在・不存在を事務局で確認することができる。

また、追記 7 の文書であって、体罰等と考えられる事案については、事務局へ報告がなされ、その存在・不存在を事務局で確認することができる。

よって、どのような意図で審査請求人が同追記を記載したのか定かではないが、審査請求人が本件審査請求で列挙している文書は、いずれも本件公開請求において、不存在であることを事務局で確認の上、決定を行っている旨を申し添える。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 令和 3 年 3 月 4 日、市民情報センター窓口において、指導室・生涯学習課（以下、これらを「所管課」という。）に、各学校に、調査、確認は文書でしたのか確認した。

所管課は、各学校へ、文書で提示していない。聞いてもいないということのようである。理由は、各学校へきく必要ないと判断したとのことであった。

(2) 本件公開請求を確認してもらえたら、各学校にある文書を確認することが必要であることは、理解できるはずであるが、担当者は、聞く必要ないと判断したという答えからすると、探さないで、不存在と答えたということ、非公開決定をしたということが明らかである。

(3) 少なくとも、各学校について、公開請求書を渡し、該当文書があるかないかの報告を受けて、決定をするべきであった。事務局内の調査だけでなく、各学校の記録等を調査のうえの決定を求めるものである。

(4) 追記 教員の児童生徒に対する不適切対応についてわかるものとして、次のようなものがある。

1 体罰に関する調査（学校や事務局へ提出）

- 2 体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）
 - 3 職員の服務について（報告）
 - 4 取材報告書（学校・園からの報告）
 - 5 電話などによる相談・苦情等について
 - 6 不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）
 - 7 学校の記録として、職員会議録、打合せ記録など
- ※学校への問合せもある

(5) 名古屋市の学校における、2019年度、2020年度の「体罰」等について、文書を求めている。当時、実施機関の職員と面談までした記憶がある。また文書でも、補正を求められたと、記憶がある。審査請求人が、各学校へ該当する文書がないかも確認してくださいと、色々な場面で求めてきた。あるかないかの確認のため、各学校への調査を依頼した。その確認の一貫が、本件公開請求でもある。基本的には、各学校における「体罰」について、感知している件もあり、全面的に明らかにしたいということでの、請求である。

(6) 本件公開請求に対して、各学校に対しての調査がされていなければ（なされていないことは実施機関が認めている）、文書があるなしに関わらず、間違った判断対応、処分といえる。そもそも、あるなら、該当する学校を特定してくださいということを云われました。

「体罰」が、学校名を特定できて、あった学校ということで学校名を伝えだとしたら、逆に、学校名が特定され学校の事案は、公開できないとされることが現状である、といえる。

別件での、「体罰」事案は学校名、該当職員名を公開することを求めているが、いまだ学校名が出たのは、最近でいえば、A学校、B中学校だけである。

(7) 制度がどのようになっていたとしても、該当する場所を調査もせずにないという対応は、誤りであるということである。これが許されるなら、実施機関職員等の思い込み等で文書の特定がなされることになり、十分な調査、もしくは、探すことなく、文書特定がなされ、ないという判断、結論、非公開処分がなされることになる。

(8) 何度も、審査請求人は、制度（報告することになっていること）としてあることは知っている。完全に機能しているかどうかは別問題であるから、調査をお願いしている。

実施機関職員の主張、認識は、制度が完全に成立している機能している

ということが、前提である。今回対象について、学校名が特定できない（ゆえに、全市の学校が対象となっている）が、聞き及んでいることをもとに、話をしているということを請求している。

(9) 「度々審査請求人に対し説明している」について

制度の説明は聞いたことは確かである。報告することになっている、ということだけである。相当以前のことであるが、「体罰があり」、しかし学校長が「体罰」の報告をしないということがあったことを伝えた。だから実施機関が掴んでいない事案もあることがあるということを伝えた。だから各学校への調査をしてもらいたいということを伝えた次第である。

(10) しかしながら、これまで報告をしていない学校の校長が、調査をして出てきますか、ということも予想されるということがある。全市的に調査がなされ、それでも出てこない場合は、仕方がないと言いやうがない。請求に対して、2019年度、2020年度、「体罰」に関する件が一切なかったとしたら、実施機関の主張されるように、制度が機能していて、「体罰」ではないかとして調査等された件について、完全に報告がなされているとして、「体罰」がなかったということを、評価すればいいことではないかといえる。

(11) しかしながら、本件に関する「体罰」に関する一連の請求について、2019年 7月26日、発生の「不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」（B 中学校で起きた事件）に関しては、「体罰」ではないかとして調査された事案なのかどうかは現時点では不明であるが、当然調査等が行われていい事案ではないかといえる。

もしこの事案のように、「体罰」ではないとして、学校長が捉えられても、不適切な指導としての報告がなされ、「体罰」との報告がなされていない事例があるということである。

(12) 上記の「不適切な指導でないかとして問題とされ調査した事件（報告）」に記載の「指導に従わなかったため…反省が見られなかったため、胸ぐらをつかんだ」、「指導に従わなかったため、座っている 2名の靴のあたりを一度ずつ蹴った」の部分は、「体罰」に関することであるといえる。

「(校長は)体罰は絶対行わないことを指導してきたにもかかわらず」との記載もある、公開された、本件事案は、学校名は黒塗りである。上記の内容からすると、明らかに「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」に該当するものであるといえる。

実施機関職員によると、「体罰…」は報告することになっているという

事案であるといえる。知る範囲でいえば「体罰…」としての報告はまだ提出されていない。本件請求に関するものに入っているかどうか不明である。

この時点で、「体罰…」の報告が、なされていたら制度が機能していたといえるが、機能していなかったということである。

- (13)同様に、「電話などによる相談苦情について」（審査請求書の添付文書）、本来は、苦情の聞き取り以降、学校に報告書を提出させることになるといえるが、提出されたかどうかは、不明である。

この件は、「ボールぶつける」については不適切ということでの報告書が提出されたかもしれないが不明。これだけの内容なのに、「あたるような事実はなかった」ということで、すまされるものではないことは明らかである。事実はどうであったかを明確にした、報告書があるべきである。

- (14)別件でも、1992年 7月22日の新聞記事（審査請求書の添付文書）としてつけたが、報道内容は、学校に照会をかけず…事務局は、事務局内の書類に残っているものだけで報告したことを認めた。

学校にも照会をかけるということを制度化されたといっただけでよい。学校側のとらえる体罰…含めて報告するよう求めた。「体罰」と判断するのは学校長だけではないということである。「体罰ではないかとして問題され調査した事件（報告）」となった、報告書の意味するところであると理解している。

- (15)実施機関における、「体罰」報告書をみることから、さらに、報告書を公開請求して、「体罰」等の公開された文書をみることだけにしぼられることでなく、実態を広く知りたいということにある。教員の児童生徒に対する、不適切行為（教員による、生徒に対する「体罰」、暴力を含む）について知りたい。

- (16)実施機関は、調査等をし詳細を知りえる立場にある。実施機関は、非公開等の処分をした以上、知りえた資料を明らかにして、具体的調査内容、結果についても明らかにしてもらいたい。

- (17)体罰ではないかと指摘等された事案は、すべて文書にて報告をするという理解を実施機関、実施機関職員、学校全職員が理解してもらうことをあらためて、受け止めてもらいたいということである。それが、審査請求人が求める、「体罰」についての情報を知りたいということに対しての、対応の基本であるということである。

(18)「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件」の報告 記入上の留意点について「体罰ではないかと…事実関係を調べたものすべてを含む…関係児童生徒等からも聴取すること」ということからすると。実施機関の云われる、体罰と問題になったものはすべて実施機関に上がってきているということになるが、実態は違うということ、実施機関は、認めようとされない理由も、わからないでもない。報告等がなされていない、実態をもし正式に認めたら、体罰に関する報告が、体罰と問題になった件が、隠されていることを認めることになるからである。

(19) A学校の事案は体罰ではないかと問題になっても校長が報告しない事例であり、事務局担当課に文書がないから調査をしないで非公開ということ、で済む問題ではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書を不存在として行った本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件公開請求の対象となる行政文書の特定について

ア 審査請求人が本件公開請求において公開を求める行政文書は、令和元年度及び令和 2年度（請求日である令和 3年 2月10日まで）に発生した教員から生徒への体罰、不適切な指導及び不適切な行為（以下「体罰等」という。）についての行政文書で事務局及び各学校が保有するものであることが窺われる。

イ 本件公開請求について、実施機関は合理的な努力では行政文書の特定ができないことから、審査請求人に対し、請求の趣旨を確認するとともに、実施機関が作成・取得する行政文書名や文書の探索に必要となる情

報を具体的にしよう補正を求め、その回答を踏まえて請求内容を本件対象文書と確定したものである。

(2) 本件対象文書について

ア 本件対象文書は、令和元年度及び令和 2年度（請求日である令和 3年 2月10日まで）に各学校における教員から生徒への体罰等についてわかる行政文書であると解される。

イ 実施機関は、体罰等の実態把握と事案発生時の報告の徹底のため、保護者等による随時の連絡のほかに、保護者・児童生徒を対象に体罰に関する調査を実施し、体罰ではないかと疑われる事案を把握している。

ウ 学校長が体罰等ではないかと疑われる事案を把握した場合、その事実関係を調査し当該事案が体罰であると判断したときには、調査年月日、調査のきっかけ及び調査して判明した事実を記載する定まった様式（以下「体罰報告書」という。）を作成し事務局へ報告することとしており、事務局において集約されているとのことであった。

エ したがって、本件公開請求の対象となる期間に、各学校から事務局への報告がなかったことをもって不存在とした実施機関の決定は不合理であるとまではいえない。

オ なお、審査請求人は上記第 4の 2(18)のとおり体罰報告書に係る「記入上の留意点」（以下「留意点」という。）の記載内容から、体罰と問題になったものはすべて事務局に報告されることになっているが、実態は違い報告等がなされていない件が隠されている旨主張しているので、その点について検討する。

(ア) 実施機関によれば、学校長が体罰ではないかと疑われる事案を把握したときは、事実関係を調査し逐次かつ速やかに電話等による事務局への報告をしているが、その時点で作成を要する行政文書はないとのことであった。また、事実関係を調べたものすべてについては、訴えや報告があつてから学校長は事実関係を調査するが、学校からの電話等による報告を受けて事務局が体罰案件になりうると判断した場合に、すべて調査を行い体罰報告書が作成されるとのことであった。

(イ) この点、審査請求人が令和 6年 8月30日に当審査会へ資料提出した留意点によれば、「『体罰ではないかとして問題にされた事件』とは、学校が体罰に当たると認識をもったもののみではなく、体罰ではない

かと保護者や児童生徒から訴えや報告があり、事実関係を調べたものすべてを含む。」と明記されている。この資料からは、体罰報告書にとどまらず、体罰になりうると判断した場合に作成された文書が他に存在するのではないかと審査請求人の推測は合理的であるといえる。

(り) しかし、上記(イ)の推測ができるとしても、それをもって直ちに学校等における留意点に従った本件対象文書①の存在を認めることまではできず、また、審査請求人が求めた期間内には学校等から事務局への報告がなかったことから実施機関が審査請求人の求めた文書につき不存在であると決定としたことを、不合理であったとまでは言えない。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の主な経過

年 月 日	内 容
令和 3年 5月20日	諮問書の受理
9月16日	弁明書の受理
10月25日	反論意見書の受理
令和 6年 4月19日 (第71回第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第73回第 1小委員会)	調査審議
7月19日 (第74回第 1小委員会)	調査審議
8月 9日 (第75回第 1小委員会)	調査審議
9月20日 (第76回第 1小委員会)	調査審議
9月30日	答申

第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

- 1 令和 6年 7月23日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 6年 8月30日までの意見書及び資料の提出を求めた。
※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、同一事件に関する事案又は類似事案を整理した上で、4つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。
- 2 同月25日、審査請求人から当審査会に対し、口頭で提出期限の延長を求める旨の連絡があった。
- 3 同月26日、審査請求人に対し、上記 1の調査内容は複雑ではないことから、特段の理由があると判断できなければ、延長することなく決定することを予告し、同年 8月 7日までに具体的な理由を書面で提出することを求めた。
- 4 同月29日、審査請求人から当審査会に対し、理由の項目を記載した書面の提出があった。
- 5 同年 8月 9日、審査会は、審査請求人の延長の申し出について審査したところ、特段の理由は認められず、仮に審査請求人から意見書又は資料の提出がない場合でも、本件審査請求に対する審査会の結論をまとめることができるものと判断した。その上で、同日、審査請求人に対し、上記 2の延長の申し出には応じられない旨を通知した。
- 6 同月13日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査に係る質問等を記載した書面の提出があった。
- 7 同月15日、審査請求人に対し、上記 6の書面のうち、本件調査に係る訂正箇所について回答するとともに、その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。
- 8 同月19日及び20日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 7の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。
- 9 同月23日、審査請求人に対し、上記 8の書面のうち、本件調査の意見書等の提出にあたり必要と判断した部分について回答するとともに、再度その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。

10 同月27日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 9の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。

11 同月30日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書及び資料の提出があった。

12 同年 9月20日、審査会は、上記11の意見書及び資料を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書及び資料の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川上明彦、委員 清水綾子、委員 渡部美由紀